

居宅介護支援重要事項説明書

社会福祉法人 宏喜会
幸楽園居宅介護支援事業所

居宅介護支援重要事項説明書

1 甲が提供するサービスについての相談窓口

甲の担当者 電話番号 (084) 971-6860
(相談窓口) 管理者 寺岡 尚志

* ご不明な点は、お問い合わせください。

2 居宅介護支援事業所（名称）等の概要

(1) 甲の事業所番号及びサービス提供地域その他具体的概要

法人名 社会福祉法人宏喜会
法人所在地 広島県福山市蔵王町 7159 番地 14
電話番号 (084) 947-3111
代表者名 寺岡 俊人
甲のサービス事業所 幸楽園居宅介護支援事業所
所在地 広島県福山市蔵王町 7159 番地 14
甲の事業者指定番号 3 4 7 1 5 0 0 4 2 5
管理者・連絡先 管理者 寺岡 尚志
連絡先 広島県福山市蔵王町 7159 番地 14
TEL (084) 971-6860
幸楽園居宅介護支援事業所
サービス提供地域 福山市内（但し走島町、内海町、高西町、東村町
本郷町、松永町、柳津町、山野町を除く）
及び近隣市町村

(2) 甲の職員体制

	従事するサービス種類及び業務	常勤	非常勤専従
管理者	職種の管理及び一元の管理	1名	
介護支援専門員	指定居宅介護支援の提供	1名	
事務員	国保連 給付金の受理		1名

(3) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日（但し国民の祝日及び12月30日から
1月3日までを除く）
営業時間 8時30分から17時30分まで

3 居宅介護支援の申し込みから提供までの流れと主な内容

介護支援の内容について

- 1) 乙の要介護認定（更新認定、要介護状態の区分の変更の認定を含む）にかかる申請等について、乙の意思を確認した上で、申請の代行等必要な援助を行う。
- 2) 乙の心身の状態、置かれている環境、乙及び乙の家族の希望等を考えて、居宅サービス計画を作成する。
- 3) 居宅サービス計画に基づく居宅サービス等 確保されるよう、居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- 4) 居宅サービス計画作成後においても、乙及び乙の家族、居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況の把握及びこれに基づく給付管理票の提供を行うとともに、必要に応じて居宅サービス計画の変更、その他の便宜の提供を行う。
- 5) 上記の「サービス提供記録」は、利用者の求めに応じて適切に開示する。

4 利用料金

(ア) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料（居宅サービス計画作成の費用、居宅サービス事業者との連絡調整手数料、給付管理業務の費用）の額は、厚生労働省が定める基準によるものとする。現行では、介護保険により支払われるもので、利用者の負担はない。

* 利用者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、厚生労働省が定める基準により要介護度に応じての金額をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、保険者の窓口に提出することで、全額払い戻しを受けられます。

(イ) 通常の事業実施地域以外の地域は居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費をご負担いただきます。

ただし、自動車を使用した場合は、経路 1k mあたり 50 円を実費として請求させていただきます。費用の支払いを受ける場合には事前に説明させていただきます。

5 サービス利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話でお申し込みください。当事業所の介護支援専門員がお伺いします。

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 乙の都合でサービスを終了する場合

乙は、甲に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができる。

② 甲の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情等によりサービスを終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文章で通知するとともにこの地域の他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の文章がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 乙が介護保険施設に入所した場合
- ・ 乙の要介護認定区分が、要支援、非該当（自立）と認定された場合
- ・ 乙が亡くなられた場合又は、被保険者資格を喪失された場合

④ その他

お客様やご家族の方等が甲や甲の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6 当社の居宅介護支援の特徴等

(1) 甲の運営の目的及び運営方針

(事業の目的)

「幸楽園居宅介護支援事業所」は、居宅において要介護又は、要支援の必要となった高齢の方に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的としています。

(運営の方法)

- (ア) 「居宅介護支援」の立場に立って、乙に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に偏ることのないよう、公正中立に行います。「幸楽園居宅介護支援事業所」の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅で、その置かれている環境に応じて、乙の選択に基づき、適切な保健医療サービスが、多様な事業所から、総括的かつ効率的に提供されるよう援助を行わせていただきます。
- (イ) 乙が居宅介護支援事業所に対し、複数の居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができる。又、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができる。
- (ウ) サービスの実施に当たっては、他の居宅保険指定業者、介護保険施設

等との連携に努めます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

(居宅サービス計画の作成について)

担当の介護支援専門員（以下「担当専門員」という）を定め、以下に定める事項を基本として、居宅サービス計画の作成業務を行います。

- 1) 担当専門員は、居宅サービス計画の原案作成にあたり、当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者又はその家族に提供し、サービスの選択をしていただきます。
- 2) 担当専門員は、乙及び乙の家族を訪問し、乙に対する介護支援を行う上で問題点を把握し、サービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成いたします。

問題点の把握につきましてはご協力のほどよろしくお願いいたします。

- 3) 担当専門員は、居宅サービス等について、保険給付の対象かどうかを判断し、その種類、内容、利用料等について、説明し、文章によって同意を得る事となります。
- 4) 担当専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画作成のために居宅サービス等の担当者を召集して行う会議を行います。）を開催し、自己の作成した居宅サービス計画の内容について、サービス担当者から専門的な見地からの意見を求め、サービスの向上に努めます。
- 5) 担当専門員は、乙が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望あるいは、必要な場合は、乙の同意を得て主治医の意見を求めることになっております。又、居宅サービス計画に医療系サービスを行う場合には、主治医の指示がある場合に限りこれを行うものとします。医療系サービス以外の居宅介護サービス等を行う場合には、主治医の医療的観点からの留意事項が示されている時には、当該留意点を尊重して行わせていただきます。
- 6) 担当専門員は、上記1から5により作成したサービス原案に対して乙の最終的な同意を得た上で、居宅サービス計画を作成する。（月間サービス計画を作成しサービス利用票をお渡しいたします。）

(サービス実施状況の管理)

- 1) 担当専門員は、作成した居宅サービス計画に基づき、計画の実施状況の把握に努め（月1回乙の居宅訪問、モニタリングの実施）必要に応じて計画の変更を、居宅介護サービス事業者等との連絡調整

乙からの苦情処理の便宜の提供を行います。

2) 幸楽園居宅介護支援事業所は、居宅サービス計画の内容に基づく給付管理票を毎月作成し、国民健康保険団体連合会に送付します。

3) 居宅における日常生活が困難となったと認められる場合、又は乙が、介護保険施設への入院又は、入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(3) サービス利用のためのポイント

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	(有)	変更を希望される方はお申し出下さい
課題把握の方法		全社協版
使用する契約書	(有)	独自に作成

7 非常災害対策

甲は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに常に関係者機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業員等の訓練を行います。

8 緊急時の対応

サービス提供時に乙の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関へ連絡等の必要な措置を講じます。

9 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10 守秘義務に関する対策

甲及び甲の従業員は、業務上知り得た乙又は、その家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

11 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

12 サービスに関する苦情

サービスに関する苦情については、次の窓口で対応いたします。

甲の担当者 電話番号 (084) 971-6860
(相談窓口) 管理者 寺岡 尚志

公共機関においても、次の機関において苦情申立てが出来ます。

市町村介護保険相談窓口	名称	福山市役所
	所在地	福山市東桜町3番5号
	電話番号	084-928-1166
	F A X	084-973-1370
広島県国民健康保険団体連合会 (国保連)	対応時間	8:30~17:30
	所在地	広島県中区東白島町19番49号
	電話番号	082-554-0782
	F A X	082-511-9126
	利用時間	8:30~17:00

13前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護・通所介護・福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合(2023年9月1日~2024年2月末日まで)

訪問介護	通所介護	福祉用具貸与	地域密着型通所介護
5%	21%	23%	%

前6月に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護・通所介護・福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合。(2023年9月1日~2024年2月末日まで)

訪問介護

(株)リバティ	訪問介護ステーションリバティ	57.1%
(株)QOLサービス	ありがとう総合訪問センター訪問介護	42.9%
		%

通所介護

社会福祉法人宏喜会	デイサービスホーム幸楽園	66.7%
株式会社ライフアシスト	アルクあしすと	10%
社会福祉法人緑寿会	デイサービスセンターリーフ神辺	10%

福祉用具貸与

宮地フヨナル株式会社	こすもすめ～る福山蔵王店	19%
(有)福山リハビリサービス	福山リハビリサービス	15.9%
(有)フジミレニウム	ケアデザイン	12.7%

地域密着型通所介護

		%
--	--	---

居宅介護支援契約の締結にあたり、乙利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し交付しました。

甲事業者 所在地 広島県福山市蔵王町 7159 番地 14
 事業者名 幸楽園居宅介護支援事業所
 管理者 寺岡 尚志 印

年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、甲事業者より契約書及び本書面に基づいて重要事項説明を受け同意しました。

乙利用者 住所 _____

 氏名 _____ 印

乙利用者代理人 住所 _____

 氏名 _____ 印（続柄 ）